

会 議 録

1 会議の名称 令和7年 第2回川根本町教育委員会

2 会議日時 令和7年3月21日（金） 午後2時30分から
午後3時30分まで

3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室

4 出席した者の氏名

（1）委員 教育委員 森下 洋一、松下 陽子、八木 洋子、山本 正和
教育長 石原 一則

（2）執行機関 （事務局）教育総務課長 平松 敏浩
社会教育課長 大村 泰子
教育総務課教育総務室長 和田 昭宏
教育総務課指導主事 守谷洋紀

（3）その他 なし

5 議 題

議案第10号 川根本町立義務教育学校徴収金取扱要領の制定について

議案第11号 川根本町義務教育学校財務事務取扱要領の制定について

議案第12号 川根本町立義務教育学校文書取扱要領の一部変更について

議案第13号 川根本町教職員の自家用の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について

議案第14号 川根本町立義務教育学校処務規定の一部改正について

議案第15号 崎平よすが苑管理規則の廃止について

議案第16号 崎平よすが苑管理規程の廃止について

議案第17号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正について

議案第18号 川根本町図書ネットワーク運営委員会規則の一部改正について

議案第19号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正について

議案第20号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部改正に
ついて

6 会議資料の名称 議案第10号～議案第20号

7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、森下委員、松下委員、八木委員、山本委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和7年第2回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【議 事】

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定数に達しています。

よって、令和7年 第2回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。

議事日程はお手元に配布のとおりです。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第10号 川根本町立義務教育学校徴収金取扱要領の制定について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第10号 川根本町立義務教育学校徴収金取扱要領の制定について提案理由の説明をいたします。

議案1ページ、協議会資料4ページをご覧ください。

榛原地区内には小中学校における財務取扱要領や学校徴収金要領が定められていません。県内市町においては、同様の規定が既に制定されているため、本地区内においても整備したいことから、令和7年4月から施行したく提案させていただきます。

以上が提案理由となります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第10号 川根本町立義務教育学校徴収金取扱要領の制定については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第11号 川根本町義務教育学校財務事務取扱要綱の制定について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第11号 川根本町立義務教育学校財務事務取扱要領の制定について提案理由の説明をいたします。

議案5ページ、協議会資料4ページをご覧ください。

榛原地区内には小中学校における財務取扱要領や学校徴収金要領が定められていません。県内市町においては同様の規定が既に制定されているため、本地区内においても整備したいことから、令和7年4月から施行したく提案させていただきます。

以上が提案理由となります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第11号 川根本町義務教育学校財務事務取扱要綱の制定につ

いては、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第12号 川根本町立義務教育学校文書取扱要領の一部変更について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第12号 川根本町義務教育学校文書取扱要領の一部改正する訓令について、提案理由の説明をいたします。

議案10ページ、協議会資料5ページをご覧ください。

この改正は、規定元の条文が令和6年度に改定された際、本文第1条中の規定が改正されていなかったことにより、今回改正するものです。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第12号 川根本町立義務教育学校文書取扱要領の一部変更については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第13号 川根本町教職員の自家用の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第13号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について提案理由の説明をいたします。

議案12ページ、協議会資料5ページをご覧ください。

この改正は、榛原地区学校事務改善検討委員会において、各市町の処務規定及び各様式の見直しに伴い川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正するものです。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第13号 川根本町教職員の自家用の公務使用に関する取扱要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第14号 川根本町立義務教育学校処務規定の一部改正について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第14号 川根本町義務教育学校処務規定の一部を改正する訓令について、提案理由の説明をいたします。

議案17ページ、協議会資料8ページをご覧ください。

この改正は、榛原地区学校事務改善検討委員会において、各市町の処務規定及び各様式の見直しに伴い川根本町義務教育学校処務規定の一部を改正するものです。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第14号 川根本町立義務教育学校処務規定の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第15号 崎平よすが苑管理規則の廃止について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第15号 崎平よすが苑管理規則の廃止について、提案理由の説明をいたします。

議案 30 ページをご覧ください。

留学生の宿舎として「奥流」「南麓寮」「よすが苑」の3つの寮で対応していましたが、川根高校の生徒数の減少に伴い、町所有以外の「よすが苑」について令和7年4月より使用しない意向が決まったため、関係規則の廃止をするものです。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、次に、議案第15号 崎平よすが苑管理規則の廃止については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第16号 崎平よすが苑管理規程の廃止について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第16号 崎平よすが苑管理規程の廃止について、提案理由の説明をいたします。

議案32ページご覧ください。

留学生の宿舎として「奥流」「南麓寮」「よすが苑」の3つの寮で対応していましたが、川根高校の生徒数の減少に伴い、町所有以外の「よすが苑」について、令和7年4月より使用しない意向が決まったため、関係規則の廃止をするものです。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第16号 崎平よすが苑管理規程の廃止については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第17号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案17号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

教育委員会議案 34 ページ及び協議会資料新旧対照表15ページをご覧ください。

今回ご審議いただく川根本町伝統文化伝承館条例施行規則は、川根本町伝統文化伝承館条例の施行に関し必要な事項を定めておりますが、使用者が幅広い利用ができるようにイベント等の際、許可を取れば施設内で販売行為ができるように改めるものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第17号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第18号 川根本町図書ネットワーク運営委員会規則の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第18号 川根本町図書ネットワーク運営委員会規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

教育委員会議案36ページ及び協議会資料新旧対照表16ページをご覧ください。

本規則第2条において委員を定める中、構成員を明確化し、公立学校数が減少したことを勘案し、定数の適正化を図るため、委員を12人以内から8人以内に改正するものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第18号 川根本町図書ネットワーク運営委員会規則の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第19号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案19号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、説明いたします。

教育委員会議案38ページ及び協議会資料1、新旧対照表17ページをご覧ください。

今回ご審議いただく、放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱は、現行の放課後子ども総合プラン推進計画が令和6年度で終了になるため、国の放課後児童支援対策を踏まえながら、今回新計画である川根本町放課後児童支援対策計画を令和7年度から令和11年度までの5年計画として策定しました。

これに伴い、要綱中の名称である「放課後子ども総合プラン」を「放課後児童支援対策事業」に名称変更するものです。

また、現在、町内義務教育学校ではPTAへの加入が任意での選択となっております。これに伴い、今回委員から「義務教育学校PTA代表者」を削除するものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第19号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第20号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案20号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、説明いたします。

教育委員会資料40ページ及び協議会資料新旧対照表 19 ページをご覧ください。

今回ご審議いただく川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金は、社会教育関係団体の活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付しているものです。

現在、川根本町から川根本町スポーツ協会に対し、町民大会委託料とスポーツ協会事業費補助金が交付されておりますが、町からの交付を補助金に一本化することにより、別表（第3関係）の補助率及び限度額を改めるものです。

今回の改正で、今まで川根本町スポーツ協会に対する補助率を3分の2以

内で当該年度に定める額、限度額を 265 万円と定めていたものを補助率 10 分の 9 以内で当該年度に定める額、限度額を 350 万円と定めるものです。

なお、附則により令和 5 年度から令和 7 年度までの分の補助金に適用する規定を定めています。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第 20 号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。

8 その他

教育長 その他の議題であります。協議事項はありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 なしと認めます。

9 閉 会

教育長 以上で本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、令和 7 年第 2 回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 石原 一則

委 員 森下 洋一

委 員 松下 陽子

委 員 八木 洋子

委 員 山本 正和